

三田市立図書館運営評価委員会の概要

1 **設置目的**：三田市立図書館の運営評価に関する事項についての調査審議
(条例、規則については下記をご参照ください。)

2 委員会開催スケジュール

第1回(7月21日) 令和4年度事業計画等

第2回(3月予定) 令和4年度事業報告等

3 委員モニタリング

図書館の運営について年間評価シートにより評価いただき、令和5年3月末にご提出いただきます。ご提出いただいた評価シートを集計し、運営評価委員会の年間評価とします。

4 その他

運営報告書や図書館だより等の評価のための資料を年間2回程度に分けて、送付いたします。

条例、規則

○三田市附属機関の設置に関する条例 平成21年3月26日条例第2号(抜粋)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

(中略)

附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
教育委員会	三田市立図書館運営評価委員会	三田市立図書館の運営評価に関する事項についての調査審議	7人以内	2年

○三田市立図書館運営評価委員会規則 平成26年2月26日 教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市立図書館運営評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、図書館担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、三田市教育委員会が招集することができる。